

政 委 第 1 号  
平成 21 年 1 月 7 日

文部科学省独立行政法人評価委員会

委員長 渡 邊 正 太 郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 大 橋 洋 治

平成 19 年度における文部科学省所管独立行政法人等の業務の実績  
に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について

当委員会は、平成 20 年 8 月 28 日付けをもって貴委員会から通知のあった「平成 19 年度に係る業務の実績に関する評価の結果について（通知）」等のうち契約の適正化に係る評価の結果に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

今後、貴委員会におかれては、本意見を活かし、国民の行政に対する信頼回復のために、政府が契約事務の一層の適正化に取り組んでいる趣旨を十分踏まえ、厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いします。

## 平成 19 年度における文部科学省所管独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について

### 1 契約の適正化に係る評価に関する政府の方針及び政策評価・独立行政法人評価委員会の関心事項

独立行政法人等が締結する契約については、競争性・透明性を高め、適正化を一層推進する観点から、平成 19 年 11 月に「随意契約の適正化の一層の推進について」（公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）において、「各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価する」とされている。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定。<sup>（注1）</sup>以下「整理合理化計画」という。）においては、「随意契約見直し計画<sup>（注2）</sup>の実施状況を含む入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする」とされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）としては、各法人及び各府省独立行政法人評価委員会（以下「各府省評価委員会」という。）がこれらの厳正な評価やチェックなどの要請に応えるためには、独立行政法人等の長や監事、各府省評価委員会が契約の適正化に向けてそれぞれ取り組むべき内容を整理した上で、契約の適正化に取り組む必要があると考える。

このため、当委員会では、二次評価を行う際の具体的な視点として、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」（平成 20 年 9 月 5 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム。以下「関心事項」という。参考資料 1 参照）を取りまとめ、各府省評価委員会に通知した。関心事項においては、契約に係る規程類、体制の整備状況、随意契約見直し計画の実施状況等に係る評価、また、個々の契約の合規性等に係る監事等のチェックプロセスのフォローなどを示したところであ

る。

- (注) 1 日本私立学校振興・共済事業団については含まれない。
- 2 「随意契約見直し計画」は、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成 19 年 8 月 10 日閣議決定）において、一般競争入札等の導入、範囲拡大等を図るため、法人ごとに作成することとされているもの。当該計画は、各法人のホームページにおいて公表されている。

## 2 文部科学省所管独立行政法人等における契約状況

平成 19 年度における文部科学省所管独立行政法人等における契約の状況は、別表のとおりである。

平成 19 年度の文部科学省所管独立行政法人等全体における競争性のない随意契約は、18 年度と比較して、約 202.15 億円、3,649 件減少し、契約全体に占める競争性のない随意契約の割合も金額で 13 ポイント、件数で 10 ポイント減少している。

また、文部科学省所管独立行政法人全体における一般競争入札に占める 1 者応札の状況は、別表のとおり、2,831 件（55%）となっており、各法人の主たる事業類型ごとの状況については資料のとおりである。

## 3 平成 19 年度における文部科学省所管独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）についての意見

平成 19 年度における契約の適正化に係る貴委員会の評価に当たっては、関連公益法人との間の随意契約、落札率が高い契約及び応札者が 1 者であった契約について、関心事項に沿った検証を行うなどの工夫がなされている。

しかしながら、文部科学省所管 26 法人（国立特別支援教育総合研究所、大学入試センター、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、国立国語研究所、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立文化財機構、教員研修センター、科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、日本学生支援機構、海洋研究開発機構、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、メディア教育開発センター、日本原子力研究開発機構、日本

私立学校振興・共済事業団（助成業務）の業務の実績に関する契約の適正化に係る貴委員会の評価の結果（以下「評価結果」という。）について、以下のとおり、改善すべき点がみられた。

なお、契約事務に係る執行体制の評価については、各法人の業務特性（専門性を有する試験・研究法人等）、契約事務量（契約金額・件数等）及び職員規模などを勘案した上で、当該体制が契約の適正実施確保の観点から有効に機能しているかについて留意されたい。

### **(1) 契約に係る規程類に関する評価結果**

契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性について、文部科学省所管 26 法人については、評価結果において、「契約方式、契約事務手続、公表事項等が規定された契約に係る規程類が適切に整備されている」旨の言及などがなされている。

しかしながら、6 法人については、表 3 - (1) のとおり、会計規程等において、国の契約の基準と異なる規定が設けられているが、このような規定が設けられていることの適切性について、評価結果において言及されていない状況がみられた。

例えば、国の場合、随意契約によることができる具体的要件が定められているが、独立行政法人の場合、随意契約要件として「業務運営上特に必要があるとき」と具体的に定められていない条項（いわゆる「包括的随契条項」）が規定されているものがある。同条項は安易に適用された場合の弊害が大きいと考えられ、法人の業務の特性等を踏まえてあらかじめ想定される随意契約にならざるを得ないものについてはできる限り具体的に定めるべきであり、その規定の整備内容の適切性について検証し、評価結果において明らかにする必要があると考えられる。

したがって、貴委員会は、契約に係る規程類の整備内容の適切性を確保する観点から、今後の評価に当たって、国の契約の基準と異なる規定については、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡。参考資料 2 参照）をも踏まえて評価するとともに、評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表 3 - (1) 国の契約の基準と異なる会計規程等の規定

独立行政法人名	会計規程等の規定
物質・材料研究機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「独立行政法人物質・材料研究機構会計規程」（平成 13 年 4 月 5 日）において、随意契約要件として「その他、業務運営上特に必要があるとき」と具体的に定められていない条項がある。</li> <li>・「独立行政法人物質・材料研究機構契約事務細則」（平成 13 年 6 月 14 日）において、「少額の場合は指名競争契約に付することができる」などとしているのみで、指名競争契約限度額を明示していない。</li> <li>・「独立行政法人物質・材料研究機構契約事務細則」（平成 13 年 6 月 14 日）において、予定価格の作成の省略に関する取扱いのうち金額に係る基準（300 万円未満）を国の金額基準（100 万円以下）より高く設定している。</li> </ul>
放射線医学総合研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「独立行政法人放射線医学総合研究所契約事務取扱要領」（平成 13 年 4 月 1 日）において、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間を国の基準より短縮できるとしている。</li> </ul>
国立美術館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「独立行政法人国立美術館会計規則」（平成 13 年 4 月 2 日施行）において、随意契約要件として「事業経営上の特別の事由に基づき契約をするとき」と具体的に定められていない条項がある。</li> <li>・「独立行政法人国立美術館会計規則」（平成 13 年 4 月 2 日施行）において、予定価格の作成の省略に関する取扱いのうち金額に係る基準（250 万円以下）を国の金額基準（100 万円以下）より高く設定している。</li> </ul>
理化学研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「契約事務取扱細則」（平成 15 年 10 月 1 日）において、随意契約要件として「その他事業運営上特に必要があるとき」と具体的に定められていない条項がある。</li> <li>・「契約事務取扱細則」（平成 15 年 10 月 1 日）において、予</li> </ul>

独立行政法人名	会計規程等の規定
	定価格の作成の省略に関する取扱いのうち金額に係る基準（250万円以下）を国の金額基準（100万円以下）より高く設定している。
宇宙航空研究開発機構	・「契約事務実施要領」（平成15年10月2日）において、随意契約要件として「その他、特に必要があるとき」と具体的に定められていない条項がある。
日本原子力研究開発機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「契約事務規程」（平成17年10月1日）において、随意契約要件として「その他随意契約とする特別の理由があるとき」と具体的に定められていない条項がある。</li> <li>・「契約事務規程」（平成17年10月1日）において、指名競争契約限度額（1,000万円以下）を国の金額基準（500万円以下）より高く設定している。</li> </ul>

- (注) 1 独立行政法人等の会計規程等に基づき、当委員会が作成した。
- 2 会計規程等において、国の契約の基準と異なる条項が設けられているが、評価結果において、この条項を設けることの適切性について言及されていない法人について、本表に掲載している。
- 3 予定価格の作成及び指名競争契約限度額について契約種類により金額に係る基準が異なる場合には最も高額なものを記載している。

## (2) 随意契約見直し計画の実施・進捗<sup>ちよく</sup>状況等に関する評価結果

随意契約見直し計画の実施・進捗状況等に関して、文部科学省所管 26 法人については、評価結果において、「「随意契約見直し計画」の達成に向け着実に推進されている」旨の言及などがなされている。

しかしながら、9 法人については、表 3 - (2) - ①及び②のとおり、①当該法人の随意契約見直し計画において、平成 19 年度内に取り組むこととしている事項についての取組状況に関する検証結果が、評価結果において言及されていないとの状況や、②当該法人における競争性のない随意契約の金額について、19 年度実績が 18 年度実績と比較して増加しているにもかかわらず、この原因等の検証結果が、評価結果において言及されていないとの状況がみられた。

したがって、今後の評価に当たっては、随意契約見直し計画の実施・進

捗状況等の検証結果についても評価結果において明らかにするよう留意されたい。

**表 3 - (2) - ① 随意契約見直し計画において、平成 19 年度内に取り組むこととしている事項がある独立行政法人の状況**

法人名	平成 19 年度内に取り組むこととしている事項
国立科学博物館 (平成 19 年 12 月までに措置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数年度契約の拡大</li> <li>・入札手続きの効率化</li> </ul>
日本学生支援機構 (平成 19 年度中に措置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価方式の導入拡大</li> <li>・企画競争の実施</li> <li>・複数年度契約の拡大</li> <li>・入札手続きの効率化</li> </ul>
国立高等専門学校機構 (平成 19 年 12 月までに措置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価方式による契約の導入拡大</li> <li>・競争性等を向上させた統一的な企画競争の導入</li> <li>・その他の委託契約等の取扱い</li> <li>・契約事務体制の入札手続きの効率化</li> </ul>
国立大学財務・経営センター (平成 19 年 12 月までに措置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価方式の導入拡大</li> <li>・複数年度契約の拡大</li> <li>・入札手続きの効率化</li> </ul>
メディア教育開発センター (平成 19 年 12 月までに措置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価方式の導入拡大</li> <li>・複数年度契約の拡大</li> <li>・入札手続きの効率化</li> <li>・内部統制の強化</li> </ul>

(注) 1 当委員会が作成した。

2 随意契約見直し計画において平成 19 年度内に取り組むこととしている事項があり、評価結果においてその取組状況の検証結果が言及されていない法人について、本表に掲載している。

**表 3 - (2) - ② 平成 19 年度の競争性のない随意契約の金額が 18 年度実績の金額と比較して増加している独立行政法人の状況**

法人名	金額
	18 年度→19 年度 (+増分)
放射線医学総合研究所	59.42 億円→60.82 億円 (+1.40 億円)
国立美術館	28.20 億円→90.76 億円 (+62.56 億円)
日本芸術文化振興会	83.70 億円→84.21 億円 (+0.51 億円)

日本原子力研究開発機構	732.12 億円→732.46 億円 (+0.34 億円)
-------------	-----------------------------------

- (注) 1 「平成 19 年度における独立行政法人の契約状況について」(平成 20 年 7 月 4 日総務省行政管理局)に基づき、当委員会が作成した。
- 2 平成 19 年度の競争性のない随意契約の金額が 18 年度実績と比較して増加しているが、評価結果においてその検証結果が言及されていない法人について、本表に掲載している。
- 3 金額の数値は、百万円未満を四捨五入している。



別表 文部科学省所管独立行政法人における契約の状況

法人名	契約の状況（上段：件数、下段：金額(億円)）						一般競争入札における1者応札の割合(1者応札件数%) / 一般競争入札件数	関連法人	
	平成18年度			平成19年度				関連法人数注3	関連法人との契約がある法人注4
	競争性のある契約注2	競争性のない随意契約	全契約の合計	競争性のある契約	競争性のない随意契約	全契約の合計			
国立特別支援教育総合研究所	8 0.90	38 1.30	46 2.20	22 1.51	19 0.74	41 2.25	4(24%) /17件	0	
大学入試センター	31 20.07	112 35.29	143 55.36	51 23.97	32 26.70	83 50.68	16(37%) /43件	0	
国立青少年教育振興機構	90 20.67	321 20.31	411 40.98	157 37.33	211 19.22	368 56.55	60(41%) /148件	0	
国立女性教育会館	6 1.28	52 1.32	58 2.60	18 1.53	6 0.16	24 1.69	12(67%) /18件	0	
国立国語研究所	8 0.50	54 1.63	62 2.12	10 0.45	33 1.23	43 1.68	1(13%) /8件	0	
国立科学博物館	25 4.50	136 9.83	161 14.33	51 6.13	76 3.03	127 9.16	33(77%) /43件	2	○
物質・材料研究機構	159 30.67	832 34.53	991 65.20	277 57.42	796 31.36	1,073 88.78	214(79%) /271件	0	
防災科学技術研究所	88 25.22	444 103.60	532 128.82	175 34.77	279 28.77	454 63.55	107(64%) /167件	2	○
放射線医学総合研究所	163 42.82	707 59.42	870 102.24	276 39.03	567 60.82	843 99.85	172(64%) /268件	0	
国立美術館	61 13.31	387 28.20	448 41.38	103 14.42	197 90.76	300 105.18	38(43%) /88件	1	○
国立文化財機構	78 16.35	506 26.67	584 43.02	128 15.04	269 31.29	397 46.33	44(40%) /111件	0	
教員研修センター	89 8.89	59 4.10	148 12.99	91 6.42	55 3.48	146 9.91	11(37%) /30件	0	
科学技術振興機構	3,585 420.66	3,405 264.51	6,990 685.17	4,645 803.56	2,034 164.05	6,679 967.60	336(79%) /425件	4	○
日本学術振興会	6 1.19	145 10.09	151 11.27	61 5.00	107 9.37	168 14.38	13(22%) /59件	0	
理化学研究所	498 129.19	2,264 319.93	2,762 449.11	632 423.22	2,394 274.68	3,026 697.90	485(81%) /601件	2	○
宇宙航空研究開発機構	823 410.47	5,050 1,011.06	5,873 1,421.54	973 371.94	4,804 969.09	5,777 1,341.03	148(51%) /290件	4	○
日本スポーツ振興センター	116 100.82	99 20.64	215 121.46	177 71.23	61 11.84	238 83.08	74(47%) /159件	0	
日本芸術文化振興会	121 24.08	224 83.70	345 107.78	182 25.60	170 84.21	352 109.81	79(45%) /174件	4	○
日本学生支援機構	108 19.64	258 28.80	366 48.44	200 26.82	145 22.76	345 49.57	52(34%) /152件	0	
海洋研究開発機構	118 82.27	706 243.68	824 325.95	161 70.46	705 282.18	866 352.64	100(68%) /148件	2	○
国立高等専門学校機構	641 79.23	1,219 42.25	1,860 121.48	862 119.13	790 40.81	1,652 159.94	209(28%) /758件	0	
大学評価・学位授与機構	33 1.83	79 2.09	112 3.92	51 4.39	91 0.63	142 5.02	22(47%) /47件	0	
国立大学財務・経営センター	14 2.25	65 2.01	79 4.26	28 2.36	18 0.42	46 2.77	9(35%) /26件	0	
メディア教育開発センター	23 3.54	131 5.80	154 9.34	46 8.48	8 0.67	54 9.15	20(49%) /41件	0	
日本原子力研究開発機構	1,506 273.62	5,745 732.12	7,251 1,005.74	2,050 580.71	5,522 732.46	7,572 1,313.16	572(53%) /1088件	7	○
合計 (文部科学省)	8,398 (27%) 1,733.97 (36%)	23,038 (73%) 3,092.88 (64%)	31,436 (100%) 4,826.70 (100%)	11,427 (37%) 2,750.92 (49%)	19,389 (63%) 2,890.73 (51%)	30,816 (100%) 5,641.66 (100%)	2,831(55%) /5,180件		
合計 (独立行政法人全体)	36,618 (36%) 11,523.83 (52%)	65,235 (64%) 10,484.13 (48%)	101,853 (100%) 22,007.93 (100%)	43,224 (46%) 14,907.13 (60%)	50,797 (54%) 9,829.43 (40%)	94,021 (100%) 24,736.56 (100%)	10,768(45%) /24,168件		

(注)

- 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」（平成20年7月4日総務省行政管理局）等に基づき、当委員会が作成した。なお、同資料では郵便貯金・簡易生命保険管理機構は対象外となっているため、合計（独立行政法人全体）には、当該機構の数値は含まれていない。
- 競争性のある契約は、競争入札等、企画競争及び公募を示している。
- 関連法人数は、平成19年度における各法人の特定関連会社、関連会社及び関連公益法人の合計数を記載している。
- 各法人の平成19年度の財務諸表を基に、関連法人との契約がある法人に「○」を記載している。
- 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。